

平成 24 年 度

財政援助団体監査報告書

公益財団法人 日野市環境緑化協会

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 7 0 号
平成 2 5 年(2013 年)1 月 1 6 日

日野市長
馬 場 弘 融 様

日野市監査委員 奥 住 壽

日野市監査委員 梅 田 俊 幸

平成 2 4 年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成24年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
公益財団法人 日野市環境緑化協会	環境共生部 緑と清流課

第3 監査の範囲

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの財政援助等に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

平成24年10月1日から平成24年12月10日

説明聴取日 平成24年11月28日

第5 監査の方法及び主眼

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

(1) 財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。

③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第6 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

公益財団法人 日野市環境緑化協会

1 団体の概要

(1) 目的

日野市における都市環境の向上を図るため、都市の緑化を推進し、緑と清流を守り、うるおい豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和64年1月6日 財団法人として設立

平成24年4月1日 公益財団法人として登記

(3) 所在地

日野市神明二丁目13番地の1

(4) 事業の内容

① 緑化推進に関する啓発普及事業

……………各種講習会等開催

② 緑化推進に関する事業活動

……………公園、公共施設への花卉植え付け等

③ 緑化推進に関する調査研究

……………花卉の栽培、花壇管理等について調査研究

④ 受託事業

……………日野市が保有する公園緑地等の受託管理

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（平成24年3月31日現在）

理事 11名（うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名）

監事 2名

職員 10名（事務局長1名、職員2名、嘱託職員2名、
臨時職員5名）

2 市との関係

市は「公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例」(平成23年度においては「財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例」)に基づき、運営及び事業に要する経費の一部として助成している。

平成23年度交付金額	20,676,000円
------------	-------------

意見・要望

日野市環境緑化協会

1 補助金に係る事務について

補助金に係る会計その他の事務は、日野市環境緑化協会定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

2 予算の執行について

事業費、管理運営費に係る予算の執行、契約及び経理その他の事務については、定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかし、一部において、次のような点が散見された。

- ・物品購入・契約伺書の決裁が、支出負担行為の決裁区分と合っていないもの
- ・伝票に出納員の認印が押されていないもの

予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

3 その他

平成24年4月1日、公益財団法人の認定を受け、公益事業として、都市の緑化を推進し、緑と清流を守り、うるおい豊かな都市づくりに寄与することが求められるとともに、収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理が求められることになる。

また、予算の執行管理については、市から運営経費、事業経費が出ていることを十分に自覚して、緊張感を持って管理運営を行っていくよう要望する。

緑と清流課

1 補助金の交付決定等について

補助金に係る交付決定事務等は、公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例及び公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、助成金交付申請書、実績報告書に収受印が押されていないので、日野市文書管理規則に従って適切に事務処理を行うよう留意されたい。

2 その他

今後、公益財団法人として適正な運営を行っていくためには、市との綿密なる連携及び市からの指導が不可欠である。公益財団法人の収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理を実施し、これまで以上に十分な配慮をされるよう要望する。